

別紙

諮問第1045号、第1046号

答 申

1 審査会の結論

「平成28年7月10日執行参議院東京都選出議員選挙における当選証書及び当選告知書の写し」及び「平成28年7月31日執行東京都知事選挙における当選証書及び当選告知書の写し」について、それぞれ不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年7月10日（日）執行（投票）参議院東京都選出議員選挙における当選証書（6名分）と当選告知書（6名分）の写し（カラーコピー計12枚）を求めます。」及び「平成28年7月31日（日）執行（投票）東京都知事選挙における当選証書と当選告知書の写し（小池百合子氏の分）を求めます。カラーコピーを希望します。」の開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が平成28年7月21日及び同年8月4日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

当選証書と当選告知書は、当選人（又は代理人）に付与（又は告知）する前に東京都選挙管理委員会事務局選挙課で事前にカラーコピーするかスキャナで読み取り、写し（紙製か画像）を保存しておくよう事前にEメールで依頼したが、無視（無言）の態度を示された。担当者と上司の氏名も言わず、可とも不可とも言ってこなかった。これは社会常識に反する行為であり、地方公務員のモラルに反する行為である。

そして、開示請求をしたが、「当該文書は存在しない」という無責任かつ愚弄した非開示決定通知書が送られてきた。事前にコピーの依頼メールを送ったのだから、カラーコピーかスキャンをして写しを作成しておくことはできたはずであり、時間的な余裕もあったはずである。最初から当選証書と当選告知書の写し（又はPDFファイルの画像）を交付する気はなかったのか。

過去の東京都選挙管理委員会は、このような要請に対して誠実な対応をしてくれた。当時の東京都知事選挙の石原慎太郎氏の当選証書の写し（カラーコピー）を交付してくれ、参議院議員選挙（東京都選挙区）で定数が初めて5名になった時も写しを交付していただいた。当時の情報公開請求（開示請求）した書類が貴職の元に保存されているはずである。また、東京都の情報公開制度を統括管理する課（係）の受付簿にも載っていると思う。東京都生活文化局広報広聴部情報公開課に問い合わせさせていただきたい。

また、他の道府県の選挙管理委員会は、全て当選証書と当選告知書を事前にカラーコピーかスキャナで読み取って、写し（紙製かPDFファイルの画像）を交付してくれる。貴職に事前にコピーを依頼した際に他県の過去の事例を添付ファイルで送った。過去に当選証書の写し（画像）を交付していただいたので、これを見ていただいたはずである。このように全国47都道府県の選挙管理委員会のうち非協力的かつ反抗的な態度をしているのは、東京都選挙管理委員会事務局だけである。なぜ東京都選挙管理委員会だけが拒否するのか。また、他の道府県の選挙管理委員会では、このような情報公開請求があるなしにかかわらず、写しを作成し、最低5年間は選管として独自に保存している。東京都はダメなのか。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 当選証書及び当選告知書について

ア 当選証書は、当選人の身分を公証するための文書であり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）105条1項に基づき当該当選人に付与することが義務付けられている文書である。

イ 公職選挙法101条の3第2項に基づく当選人への当選の旨の告知は、当選告知書の交付が義務付けられたものではないが、当選を告知した日は、同法103条で規定されている「当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例」、同法104条で規定されている「請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員又は長の当選人の失格」に関する基準日となることから、告知者と被告知者の認識を統一するため、当選証書付与式の受付の際に当選人又はその代理人に当選告知書を交付する方法により行っている。

(2) 非開示決定について

審査請求人が行った2件の開示請求については、それぞれ開示請求書を收受し、その内容を認識した時点において、当選証書及び当選告知書の原本は既に当選人又はその代理人に付与されていたため、その原本及び写しのいずれも当委員会で保有しておらず不存在であり、その後取得することもできないため、非開示とした。

(3) 当選証書及び当選告知書の写しを保有しない理由について

当選証書は、公職選挙法の規定に基づいて当選人に付与し、当選告知書は、当選人又はその代理人に当選の旨を告知する際に交付するものであり、その後の業務等に使用するものではない。

また、いずれも当選証書付与式時に当選人又はその代理人に手渡しすることから、後日受渡しに関するトラブルが発生する余地もないため、写しを保有する必要性がないと考え、従前より写しは保有していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月28日	諮問（第1045号及び第1046号）

平成30年 1月12日	実施機関から理由説明書收受 (第1045号及び第1046号)
平成30年 1月26日	新規概要説明 (第159回第三部会)
平成30年 2月27日	実施機関から説明聴取 (第160回第三部会)
平成30年 4月27日	審議 (第161回第三部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1045号及び第1046号については、審査請求人が同一人であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 当選証書及び当選告知書について

(ア) 当選証書

当選証書は、当選人の身分を公証する文書として取り扱われているものであり、公職選挙法105条1項において、選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を付与しなければならない旨が規定されている。

実施機関は、当選人の決定後、当選証書付与式を開催し、当選人に当選証書を付与している。

(イ) 当選告知書

当選の告知については、公職選挙法101条の3第2項において、選挙長から当選人の住所、氏名及び得票数等の報告があったときは、選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知しなければならない旨が

規定されている。

同規定では、当選の告知は当選告知書の交付によって行うこととはされていないが、当選を告知した日は、同法103条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）及び同法104条（請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員又は長の当選人の失格）の規定の基準日となることから、実施機関では、告知者と被告知者の当選告知日の認識を統一させるため、当選証書付与式の受付の際、当選人又はその代理人に口頭ではなく、当選告知書を交付する方法によって行っている。

ウ 本件請求文書について

本件開示請求に係る請求文書は、「平成28年7月10日（日）執行（投票）参議院東京都選出議員選挙における当選証書（6名分）と当選告知書（6名分）の写し（カラーコピー計12枚）を求めます。」（以下「本件請求文書1」という。）及び「平成28年7月31日（日）執行（投票）東京都知事選挙における当選証書と当選告知書の写し（小池百合子氏の分）を求めます。カラーコピーを希望します。」（以下「本件請求文書2」という。）である。

実施機関は、本件請求文書1及び2について、不存在を理由として非開示決定を行った。

エ 本件請求文書1及び2の不存在の妥当性について

（ア）本件請求文書1の原本について

審査会が確認したところ、平成28年7月10日執行参議院東京都選出議員選挙における当選証書付与式は、平成28年7月13日に開催されており、当選証書及び当選告知書は、この式において当選人等に付与又は交付されたものと認められる。

したがって、本件請求文書1については、その翌日である平成28年7月14日に開示請求がなされていることから、実施機関が当該開示請求書を収受した時点において、本件請求文書1の原本は、既に不存在であったと認められる。

（イ）本件請求文書2の原本について

審査会が確認したところ、平成28年7月31日執行東京都知事選挙における当選

証書付与式は、平成28年8月2日に開催されており、当選証書及び当選告知書は、この式において当選人に付与又は交付されたものと認められる。

本件請求文書2については、当選証書付与式当日の平成28年8月2日に東京共同電子申請・届出システムを利用して開示請求がなされたものであり、実施機関は、同日、同システム上で開示請求書の内容を認識した時点において、当選証書及び当選告知書の原本は既に不存在であった旨説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められず、当該書類の原本は、既に不存在であったと認められる。

(ウ) 当選証書及び当選告知書の写しについて

審査請求人は、審査請求書において、当選証書及び当選告知書の写しを実施機関に保存しておくよう事前にメールで依頼した旨主張している。また、過去に同様な依頼を実施機関にした際、当選証書の写しを交付してもらった旨主張している。

これに対し、実施機関は、当選証書及び当選告知書は、当選証書付与式の際、当選人又はその代理人に手渡しすることから、後日受渡しに関するトラブルが発生する余地もないため、当該書類の写しを保有する必要性がなく、従前より写しは保有していない旨説明しており、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、審査請求人が、開示請求に先立ち、実施機関に対し、後日行う開示請求のために写しを保管するよう求めたとしても、実施機関にはこれに応じる義務があるものとまでは認められない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書1及び2について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋